

提出内容

受付番号	201608310000374419
提出日時	2016年08月31日16時22分

案件番号	240000022
案件名	「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に関する意見募集について
所管府省・部局名等	個人情報保護委員会事務局 03-6457-9748
意見・情報受付開始日	2016年08月02日
意見・情報受付締切日	2016年08月31日

郵便番号	150-0011
住所	東京都渋谷区東3-22-8 サワダビル4F
氏名	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
連絡先電話番号	03-5468-5091
連絡先メールアドレス	info@mcf.or.jp

提出意見	<p>「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」への意見 (全体)</p> <p>個人情報の保護と利活用に関する具体的な施策について、この度公表された法律施行令改正案ならびに法律施行規則案は、大きく遅れていた社会実態に近づいたものであり、関係各位の努力に敬意を表する。また、実務を担当する個人情報保護委員会事務局が拡充されたことは、早期の円滑な運用を求める各方面の声が反映されたものとして歓迎する。</p> <p>しかししながら、現実社会は、IoTの進展により個人に係る情報が外部からセンサーで取得され、また、AIの進化によりビッグデータの処理が人間を介さずに行われ始めている。その結果として自動運転車やロボットの実用化が目前に迫る等、現行の個人情報保護法では想定されていない状況が急速に拡大しており、個人情報の保護と利活用の考え方そのものを抜本的に見直す必要に迫られていると考えられる。</p> <p>このような社会の急激な転換期であることに鑑み、今後の社会の発展を阻害することのないよう、また今後の個人情報の保護と利活用の議論に支障をきたすことがないよう、法律施行令ならびに法律施行規則、さらに今後整備されるガイドライン等においても、規制は最小限とすべきである。</p> <p>また、保護と利活用のバランスは、消費者、行政、有識者、事業者等の様々なステークホルダーにより合意されるものであることに鑑み、可能な限りマルチステークホルダー・プロセスにより形成することとし、認定個人情報保護団体、業界団体等の活用を強く望むものである。</p> <p>(政令)</p> <p>第一条第一号(個人識別符号)</p> <p>(意見) カメラやセンサーで特定の個人を識別できる身体の特徴について取得する場合、既存の仕組みやビジネスを阻害したり、今後の新たな産業の振興に対する萎縮が起きないように配慮した、適切な法運用を求める。</p> <p>(理由) 身体の特徴が個人識別符号と明記されたことにより、カメラやセンサーを設置するだけで、あるいはこれらの機能を提供するだけで、個人識別符号による規制が一律に適用されるように誤解される虞があり、すでに萎縮効果が現れている。 特に以下のような場合は、個人情報等の適正利用として法運用において配慮すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.防犯や防災等の公共の福祉に資することを目的としている場合。 2.取得した情報は外部送信せず、すぐに消去する場合。 3.取得した情報は特定の個人を識別できないものに加工したうえで外部送信や保存し、元データは消去する場合。 <p>また、クラウド、ASPやアプリケーション等で、カメラやセンサーを利用して個人情報データベースを構成できる機能等を提供しているが、自らは当該個人情報データベースを利用しない事業者は、個人データの取得者に当たらないとするべきである。</p> <p>第二条第三号(要配慮個人情報)</p> <p>(意見) 医師等による指導又は診察もしくは調剤の記録すべてが対象となっており、範囲を限定するべきである。</p> <p>(理由)</p>
------	---

風邪等の一般的な病気や軽微な怪我等が明らかになることで、個人のプライバシーが侵害されるとはおよそ考えられず、むしろ、ヘルスケアや日常生活において考慮される方が本人にとって有益である。ヘルスケア事業のみならず日常生活に係る様々な分野の事業においても弊害をもたらし、また新規産業の振興においても萎縮することが予想されるため、範囲は限定されるべきである。

第十三条第一項(事業所管大臣への権限の委任)

(意見)

事業所管大臣に権限を委任できると同時に、個人情報保護委員会が自らその権限行使することを妨げないとされており、委任できる範囲が広範囲であるにも関わらず、二重規制となる虞もあるため、委任の条件をより限定的にすると同時に、権限の一元化を図るべきである。

(理由)

個人情報保護委員会が独立した第三者機関であることから、本来は他の事業所管大臣に権限は委任されるべきではない。したがって、委任する場合にはよほど重要かつ喫緊の事態の場合に限定すべきである。また、そのような限定的な状況にも関わらず、二重規制が容認されることは、関係者に混乱と過度の負担を強いる虞がある。権限を委任したにも関わらず問題が解決されないのであれば、委任を撤回するなどして、権限を多重化しないようにすべきである。

提出内容

受付番号	201608310000374426
提出日時	2016年08月31日16時33分

案件番号	240000022
案件名	「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に関する意見募集について
所管府省・部局名等	個人情報保護委員会事務局 03-6457-9748
意見・情報受付開始日	2016年08月02日
意見・情報受付締切日	2016年08月31日

郵便番号	150-0011
住所	東京都渋谷区東3-22-8 サワダビル4F
氏名	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
連絡先電話番号	03-5468-5091
連絡先メールアドレス	info@mcf.or.jp

提出意見	<p>「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に関する意見</p> <p>第二条(身体の特徴の基準)</p> <p>(意見) 特定の個人を識別できる水準と適切な範囲が基準とされているが、具体的な内容の策定については、認定個人情報保護団体の保護指針、業界のガイドライン等やマルチステークホルダー・プロセスを活用することを求める。</p> <p>(理由) 技術の進歩や社会的な受容度により、水準や範囲は流動的に変化するものであるため、法律等で規定することには馴染まない。柔軟かつ迅速に、保護と利活用のバランスを取ることが出来るようにするためには、認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を図るべきである。</p> <p>第六条(個人情報の同意取得例外)</p> <p>(意見) 適切な個人情報の取扱いや安全管理が出来ていない、あるいは政治的、文化的に我が国とは異なる基準を持つ国や地域、メディアにより公表された情報等について、無条件に例外とすべきではない。</p> <p>(理由) 政治的な意図や文化的な悪意によって、あるいは我が国の基準とは大きく異なる方法で取得されたような個人情報の暴露は、例え海外の国家やメディアであっても無条件に許容されるわけではない。したがって、そのような個人情報の取扱いについては一定の配慮が必要である。</p> <p>第七条(オプトアウト手続による事前の通知等)</p> <p>一号:利用者がオプトアウトをするため必要な期間 二号:確実に認識できる適切かつ合理的な方法</p> <p>上記について、過度な規制とならないように認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を求める。</p> <p>第十一條第一号(海外移転における提供者の体制の基準)</p> <p>一号:適切かつ合理的な方法 二号:国際的な枠組みに基づく認定</p> <p>過度な規制とならないように認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を求ると同時に、国際的に広く認められている方法や枠組みを認定の基準とするよう求める。</p> <p>第二十条第二号(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準)</p> <p>二号:加工方法等情報の取扱いに関する規程類の整備、適切な取扱い、評価及び改善</p> <p>過度な規制とならないように、個人情報保護法第53条にあるとおり、認定個人情報保護団体やマルチステークホルダー・プロセスの活用を求める。</p>
------	--